



発行
東京都

目次

80

規則

○東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（総務局人事制度企画課）…

規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年七月十三日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和二年東京都規則第四百四号）による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）」を削る。

附則第三項中「改正後の規則」を削る。

別表3の部(1)の項中「福祉保健局健康安全部」を「福祉保健局感染症対策部」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 公布日前にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、公布日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3 この規則による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、公布日以後に始まる勤務から適用し、公布日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

